

第1章 策定の背景

1.1 バリアフリー基本構想とは

バリアフリー基本構想とは、バリアフリー法（正式名称：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 平成18年施行）第25条に基づき、区市町村が定めるものです。

バリアフリー基本構想制度は、高齢者、障害者等が利用する施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区において、重点的かつ一体的なバリアフリーを推進することをねらいとしており、これによりだれもが暮らしやすいまちづくりを進めることにつながります。

※「高齢者、障害者等」は、法律の解説においては「高齢者、障害者、妊産婦、けが人等」とされていますが、ベビーカー利用者等、子育てをしている人も移動や施設の利用に制約があることから、文京区バリアフリー基本構想では対象者に含めて検討を行いました。

1.2 背景と目的

本区では、法や条例に基づき、行政や事業者がそれぞれの道路や施設のバリアフリー整備を進めていますが、事業主体や対象が異なる施設間でのバリアフリーの一体性・連続性が図られていない側面が課題となっています。また、交通政策基本法、障害者総合支援法、障害者差別解消法の施行等を受け、まちづくり（ハード面）と福祉施策（ソフト面）が連携した、心や情報のバリアフリーの視点を含むバリアフリー推進の必要性が高まっています。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」）において、野球・ソフトボールが追加競技種目として採用された際には、東京ドームが競技会場となる可能性が高く、また、他の競技種目では区の施設が公式練習場となることが考えられます。開催を契機に、国内外から多数訪れる観光客や障害者に配慮した、より充実したバリアフリー対応が求められます。隣接した千代田区、台東区、荒川区では既にバリアフリー基本構想に基づき面的なバリアフリー整備が進められていることから、隣接区との連続的なバリアフリー化への配慮も必要となります。

これらの状況を踏まえ、行政・区民・事業者等が一体となってバリアフリー基本構想を策定しました。これにより、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、公園管理者、建築物管理者などの各事業者が共通の方針に基づき主体的に事業を推進し、重点的かつ一体的なバリアフリーを実現していきます。

1.3 区の概況

(1) 位置と地形、面積

本区は、東京23区の中心地に近く、千代田区、新宿区、台東区、豊島区、北区、荒川区の6つの区と隣接しています。

地形は、多くの河谷によって台地が刻みこまれており、20m前後の高低差を持つ変化に富んだものとなっています。従来から、この起伏のある地形を巧みに利用して土地の使い分けが行われてきました。

台地の尾根筋と谷には主要な道路が配置され、その沿道は、商業・業務施設とマンション等の立地が多くなっています。台地上にあるかつての大名屋敷跡地は、大学のキャンパスや大規模緑地として利用されているほか、良好な低層住宅地となっています。また、その他の台地上及び斜面地は、おおむね低層住宅が中心となった土地利用となっていますが、中には住環境・防災面で課題を有する地域がみられます。一方、低地部においては中小の工場の集積がみられ、台地上の住宅地と比較すると密集した市街地となっています。

面積は11.29km²、23区中20番目の大きさであり、都区部面積の約1.8%です。

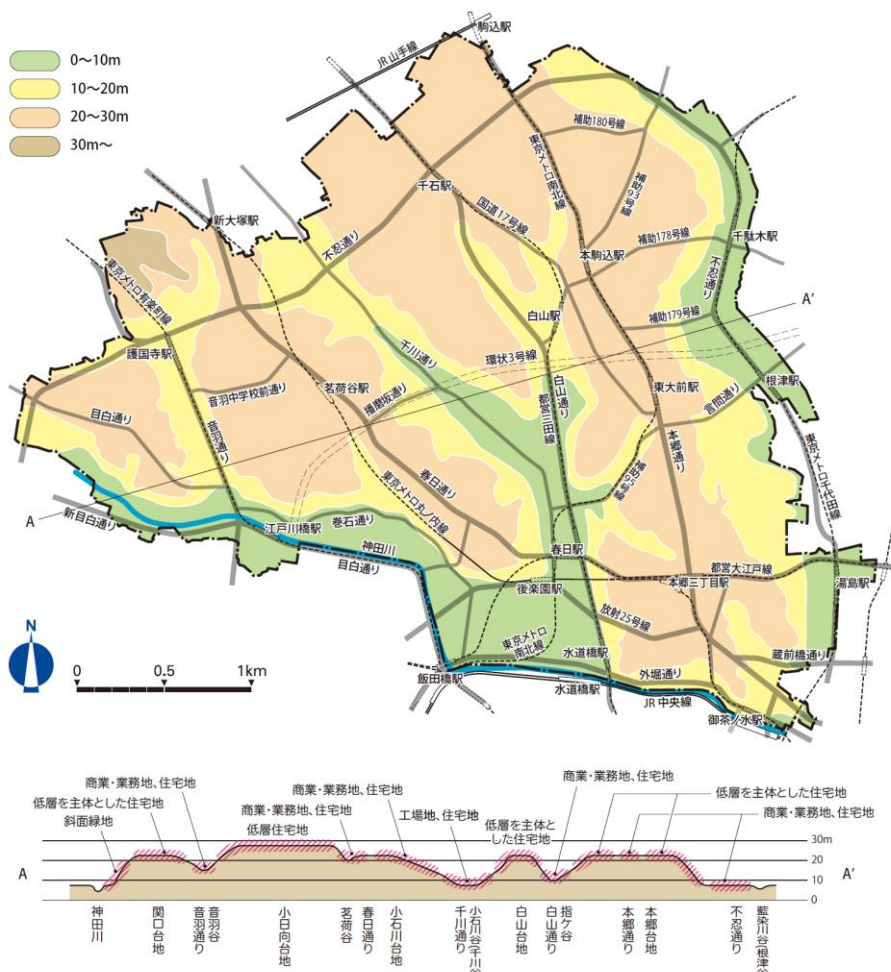


図1 文京区の地形（出典：文京区都市マスタープラン）

(2) 人口等

① 人口・世帯

人口及び世帯数は、平成28年1月1日現在で人口210,312人、世帯数114,459世帯となっており、どちらも増加傾向にあります。

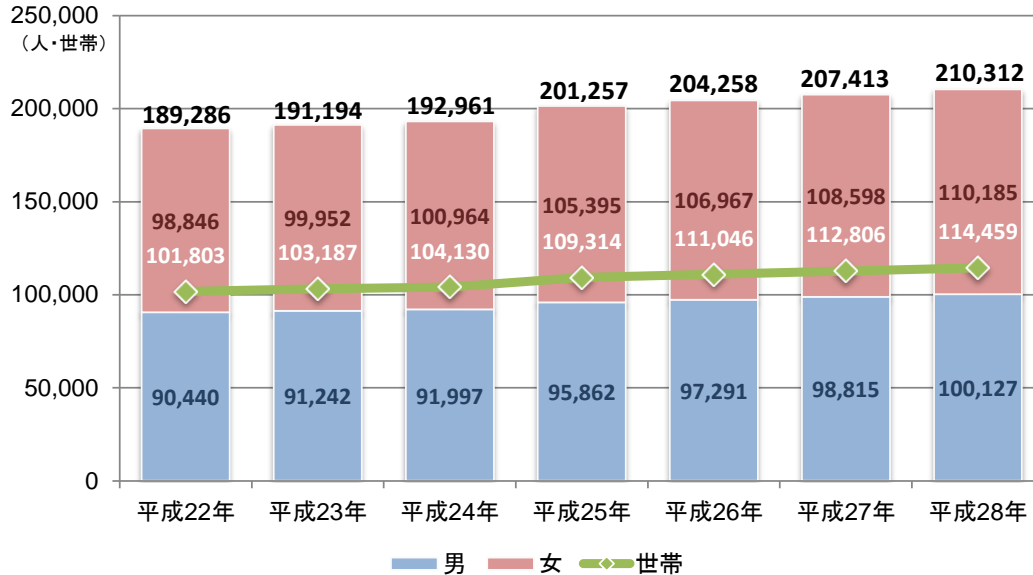


図2 文京区の人口、世帯数（住民基本台帳より各年1月1日現在）

※平成25年より日本人と外国人の合計

② 高齢者

高齢者人口は、平成28年1月1日現在で42,081人、高齢化率20.0%となっており、増加傾向にありますが、東京都の高齢化率（22.1%、東京都総務局統計部）より低い数値となっています。

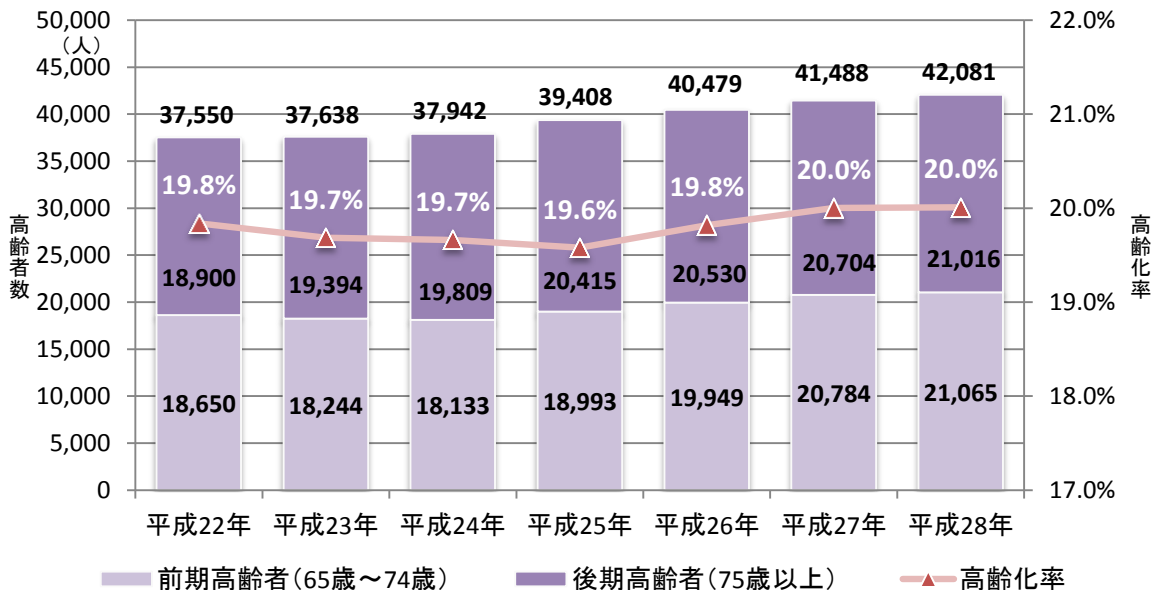


図3 文京区の高齢者人口及び高齢化率（住民基本台帳より各年1月1日現在）

※平成25年より日本人と外国人の合計

③ 子ども

年少人口（0～14歳の人口）は、平成28年1月1日現在で24,635人で、年少人口比率は11.7%となっており増加傾向にあります。

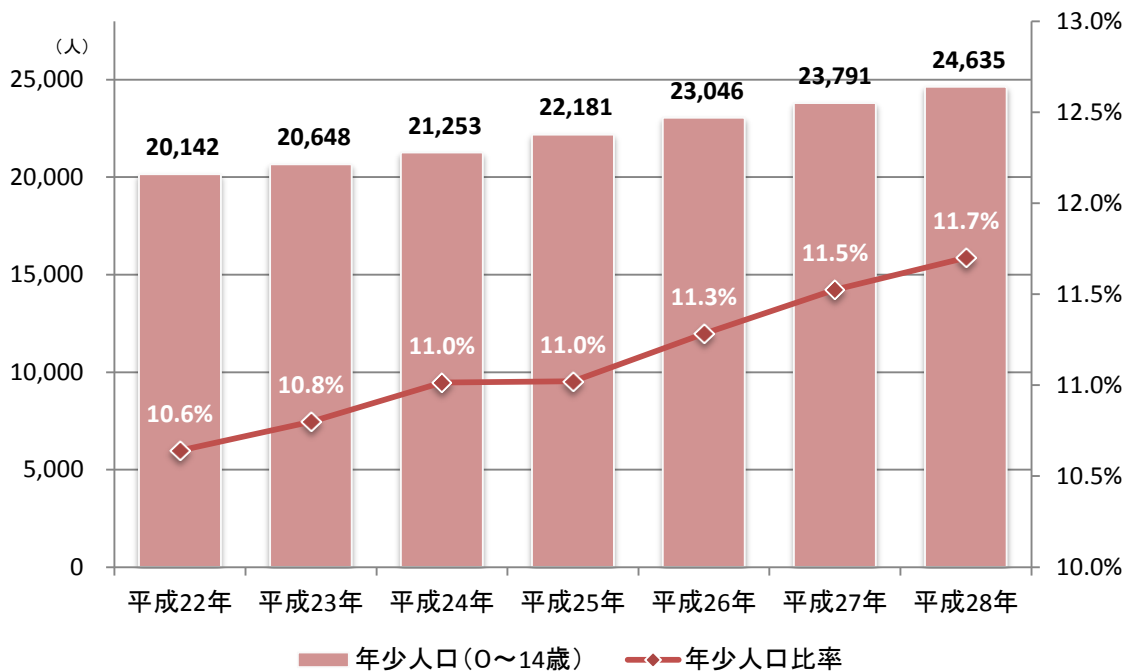


図4 文京区の年少人口及び年少人口比率（住民基本台帳より各年1月1日現在）

※平成25年より日本人と外国人の合計

④ 外国人

外国人人口は、平成28年1月1日現在で8,333人となっています。

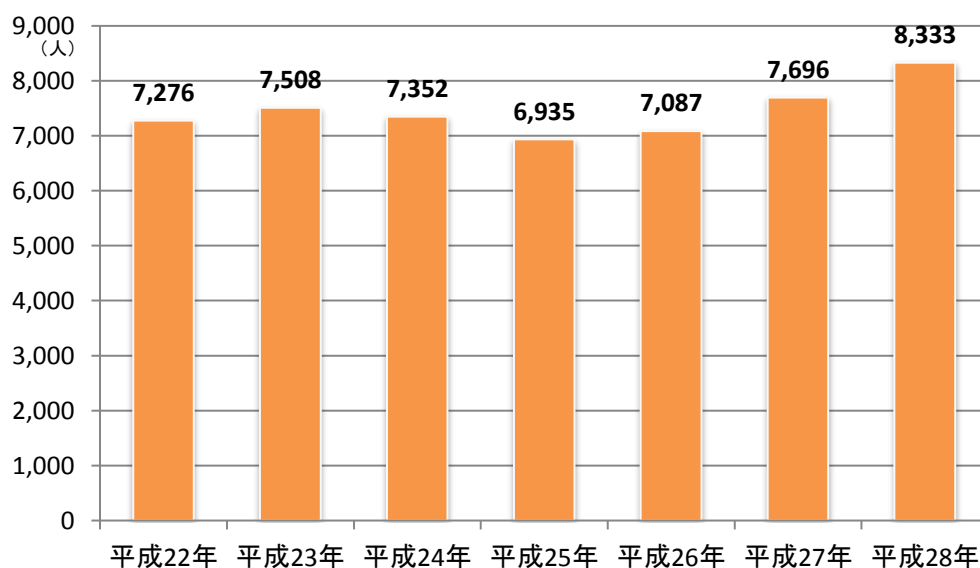


図5 文京区の外国人人口（住民基本台帳より各年1月1日現在）

⑤ 障害者

身体障害者手帳所持者数は 4,717 人、愛の手帳所持者数は 811 人（それぞれ平成 26 年 6 月 1 日現在）、精神障害者保健福祉手帳交付数は 590 人（平成 26 年度）となっています。いずれも増加傾向にあります。

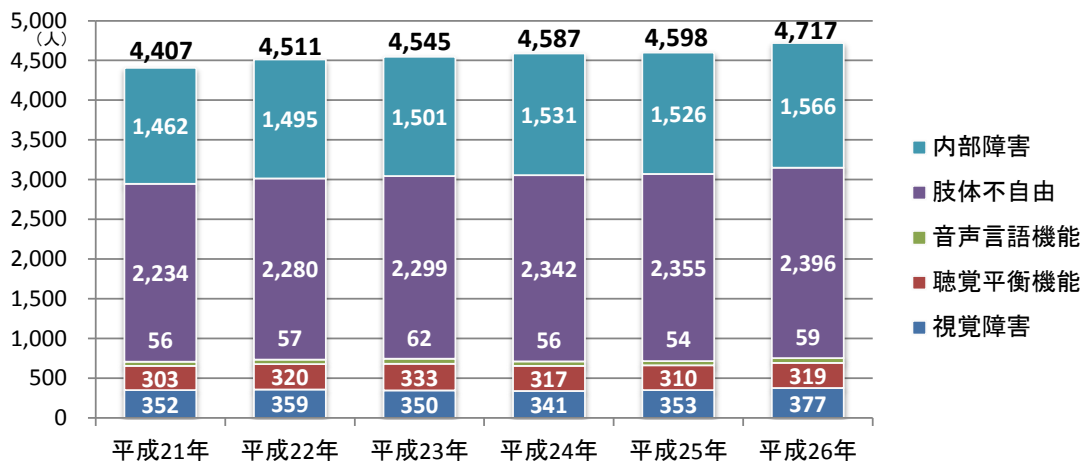


図 6 文京区の身体障害者手帳所持者数（文京の統計より各年 6 月 1 日現在）

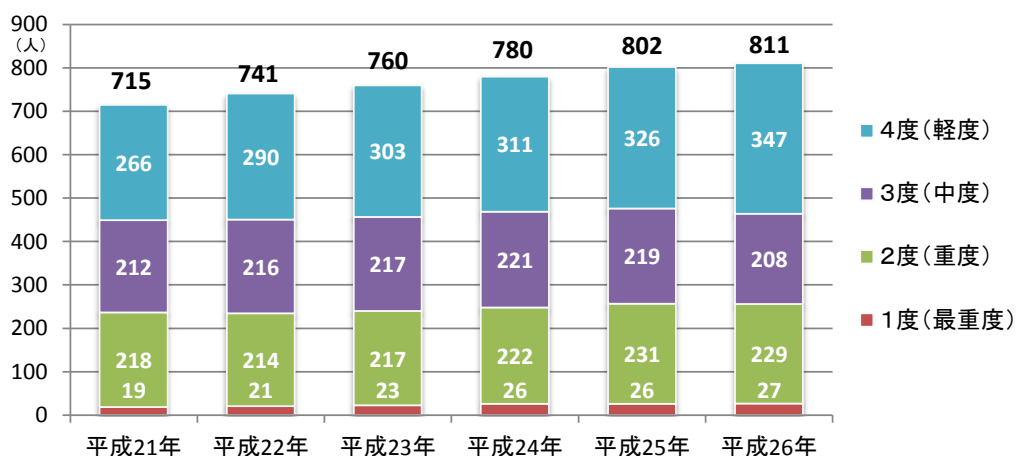


図 7 文京区の愛の手帳所持者数（文京の統計より各年 6 月 1 日現在）

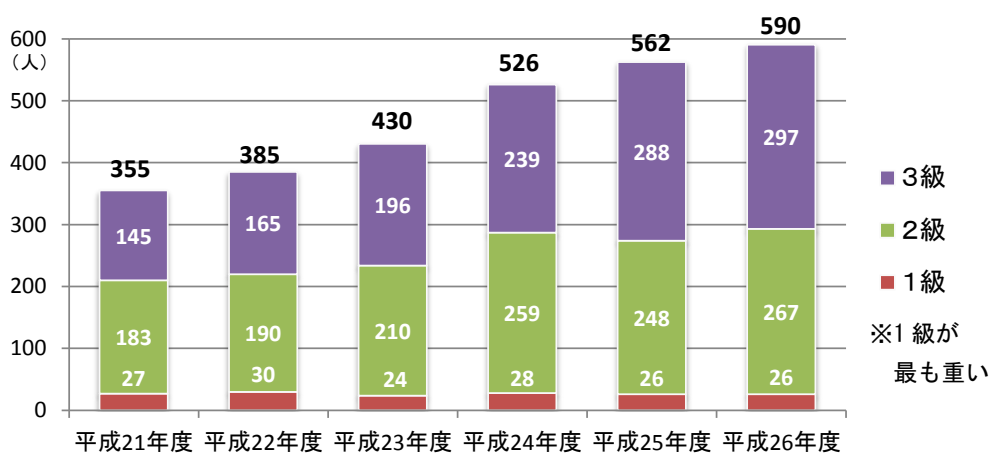


図 8 文京区の精神障害者保健福祉手帳交付数（東京都福祉保健局 福祉・衛生統計年報より）

(3) 交通施設

① 鉄道

区内には20の地下鉄駅があり、全ての駅が乗降客数3,000人以上の特定旅客施設となっています。江戸川橋駅で現在工事中のエレベーター整備が完了すると、すべての駅で、地上からホームまで係員の対応が不要なバリアフリー経路が確保されます。また、多機能トイレや乳幼児設備、オストメイト対応設備は、すべての駅で整備されています。東京メトロ南北線、丸ノ内線、有楽町線、都営大江戸線、三田線のすべての駅でホームドアが整備されています。

表1 文京区内の鉄道駅における乗降客数及びバリアフリー整備状況

路線	駅名	乗降客数(人)	バリアフリー整備状況					
			地上～改札	改札～ホーム	多機能トイレ	乳幼児設備	オストメイト	ホームドア
都営地下鉄大江戸線	飯田橋	30,360	○	○	○	○	○	○
東京メトロ有楽町線	江戸川橋	50,379	△ (昇降機)	○	○	○	○	○
東京メトロ丸ノ内線	御茶ノ水	55,540	○	○ (同じ階)	○	○	○	○
都営地下鉄三田線	春日	63,233	○	○	○	○	○	○
都営地下鉄大江戸線	春日	54,748	○	○	○	○	○	○
東京メトロ丸ノ内線	後樂園	97,773	○	○	○	○	○	○
東京メトロ南北線	後樂園		○	○	○	○	○	○
東京メトロ有楽町線	護国寺	39,052	○	○	○	○	○	○
東京メトロ丸ノ内線	新大塚	23,420	○	○ (同じ階)	○	○	○	○
都営地下鉄三田線	水道橋	44,540	○	○	○	○	○	○
都営地下鉄三田線	千石	31,543	○	○	○	○	○	○
東京メトロ千代田線	千駄木	26,050	○ (同じ階)	○	○	○	○	×
東京メトロ南北線	東大前	26,539	○	○	○	○	○	○
東京メトロ千代田線	根津	26,527	○	○	○	○	○	×
都営地下鉄三田線	白山	47,278	○	○	○	○	○	○
東京メトロ南北線	本駒込	21,096	○	○	○	○	○	○
都営地下鉄大江戸線	本郷三丁目	19,282	○	○	○	○	○	○
東京メトロ丸ノ内線	本郷三丁目	51,404	○ (同じ階)	○	○	○	○	○
東京メトロ丸ノ内線	茗荷谷	70,584	○ (同じ階)	○	○	○	○	○
東京メトロ千代田線	湯島	33,315	○	○	○	○	○	×

(乗降客数は平成26年度一日平均 整備状況は平成27年10月現在
東京都交通局及び東京メトロウェブページ掲載データを基に作成)

② 道路

文京区都市マスタープランでは、区内の道路を主要幹線道路、生活幹線道路、主要生活道路及び生活道路の4種類に区分し、沿道の土地利用や周辺地域の特性を踏まえながら、各道路が担う役割を明確にしています。また、主要幹線道路や生活幹線道路の整備、細街路拡幅整備、コミュニティ道路整備等に取り組むことにより、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した、子ども、高齢者、障害者などだれもが安全で快適に歩くことのできる連続性のある歩行空間の整備を進めることとしています。



図 9 道路・交通ネットワーク方針図 (出典: 文京区都市マスタープラン)

③ 路線バス

区内には、都営バスとコミュニティバス「B-ぐる」が運行しています。

都営バスは、10路線で運行しており、主要幹線道路や生活幹線道路を中心に路線やバス停留所が設置されています。

一方、B-ぐるは、公共交通不便地域と最寄の鉄道駅を接続し、交通利便性の向上を図ることを目的に、千駄木・駒込ルートと目白台・小日向ルートの2路線をそれぞれ20分間隔で運行しています。

都営バス、B-ぐるともに、全ての車両がノンステップバス化されています。

1.4 区民参加の取組

文京区バリアフリー基本構想策定にあたり、区民アンケート調査や高齢者・障害者団体への意向把握調査、区民参加型のまち歩きワークショップ・地域懇談会等を実施し、区内のバリアフリーに関して区民のみなさまのご意見をお伺いする機会を設けました。

各取組の主な内容は以下のとおりです。

表 2 文京区バリアフリー基本構想検討における区民参加の取組

項目	目的	概要
区民アンケート調査	区内のバリアフリーに関する関心度や課題を把握するとともに、バリアフリーに関する情報提供や啓発を行う	<ul style="list-style-type: none"> 調査期間：平成 26 年 12 月 26 日～平成 27 年 1 月 16 日 対象者：住民基本台帳を基に無作為抽出した、区内在住の満 18 歳以上の区民 配布 1,047 票、回収 314 票(回収率約 30%)
高齢者・障害者への意向調査	区民アンケート調査では捕捉できない当事者意見を抽出する	<ul style="list-style-type: none"> 調査期間：平成 27 年 1 月～平成 27 年 2 月 対象者：高齢者・障害者団体の代表者 高齢者・障害者団体の代表者に回答用紙を直接配付し、団体で取りまとめ記載いただいたものを直接回収
まち歩きワークショップ	移動等円滑化に関する事項や区独自に配慮すべき事項に区民意見を反映する	<ul style="list-style-type: none"> 開催日：平成 27 年 7 月 15 日 参加者：区民委員、区民委員ご紹介者、大学生など 27 名(交通事業者及び事務局を除く) 4 つの検証テーマを設定し、3 班に分かれて現地確認・意見交換を実施 検証テーマ及び主な検証経路、施設 <ul style="list-style-type: none"> ①鉄道駅周辺のバリアフリー 東京メトロ御茶ノ水駅/JR 御茶ノ水駅 ②道路のバリアフリー 白山通り/外堀通り/文京区道 ③建築物のバリアフリー 湯島地域活動センター/ シビックホール/東大病院 ④都市公園のバリアフリー 小石川後樂園/後楽公園
地域懇談会	文京区都市マスタープランに沿った5地区別に、施設等の利用状況や利用しやすさ、課題点等について把握する	<ul style="list-style-type: none"> 開催日：平成 27 年 7 月 27 日 参加者：区民委員、区民委員ご紹介者など 46 名(学識経験者及び事務局を除く) 文京区都市マスタープランに示す5地区(都心地域、下町隣接地域、山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部)について4班に分かれて懇談
パブリックコメント	文京区バリアフリー基本構想(素案)への区民意見を把握する	<ul style="list-style-type: none"> 実施期間：平成 27 年 12 月 1 日～31 日 区ホームページでの公表、区施設への冊子の配架、区報特集号の発行、区民説明会(3 回)の実施により周知 意見数 77 件

1.5 バリアフリーに関連する動き

(1) 国の取組

国では、平成6年に、不特定多数の人たちや、主に高齢者や身体障害者などが使う建築物のバリアフリー化を進めるため、「ハートビル法」(正式名称：高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律 平成 14 年改正)が制定され、平成 12 年には、駅・鉄道車両・バスなどの公共交通機関と、駅などの旅客施設周辺の歩行空間のバリアフリー化を図るための「交通バリアフリー法」(正式名称：高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律)が制定されました。

そして、平成 18 年には、高齢者、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができる生活環境整備を目指し、移動等円滑化に関してより一体的・総合的な施策の推進を図るため、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した「バリアフリー法」(正式名称：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)が施行され、平成 23 年 3 月には、バリアフリー法に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針の改正により平成 32 年度を目標年度とする新たな方針が示されました。

また、国民等の交通に対する基本的なニーズの充足、交通の機能の確保及び向上等に関する基本理念等を定めた「交通政策基本法」(平成 25 年施行)や、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的とした「障害者総合支援法」(正式名称：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 平成 25 年施行)、障害者に対する差別を解消するための措置について定めた「障害者差別解消法」(正式名称：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 平成 28 年 4 月施行予定)が施行するなど、高齢者や障害者なども含めた、あらゆる人々が社会活動に参加し、自己実現するための環境整備に向けた動きがより一層高まっています。

さらに、平成 27 年 8 月に、東京 2020 大会に向けて「チーム・ジャパンで取り組むバリアフリー・ユニバーサルデザイン施策」を発表し、ユニバーサル社会の実現にむけた施策を推進しています。

(2) 都の取組

都では、平成 7 年に「東京都福祉のまちづくり条例」を制定しています。高齢者や障害者を含めたすべての人が円滑に利用できるようにするため、建築物、道路、公園、公共交通施設など、規則で定める施設の所有者又は管理者に、整備基準への適合努力義務を課すことにより、都内のバリアフリー化を推進してきました。

平成 21 年に改正した条例では、条例の理念をバリアフリーからユニバーサルデザインとし、整備基準への適合を努力義務から遵守義務とするなど、より実効性を高めた内容としています。

また、バリアフリー法第 14 条第 3 項の規定により、「建築物バリアフリー条例」（正式名称：高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例 平成 15 年施行、平成 18 年改正）を定めており、建築物のバリアフリー化の義務付け対象の拡大や整備基準の強化を行っています。

(3) 区の取組

区では、福祉のまちづくりを推進するとともに、社会福祉の増進を図ることを目的として、「文京区福祉環境整備要綱」（昭和 60 年施行、平成 14 年改正）や国の法律、「東京都福祉のまちづくり条例」（平成 7 年施行、平成 21 年改正）に基づき、区内の公共的性格をもつ建築物、道路、公園等のバリアフリー化を推進してきました。

また、「心のバリアフリーハンドブック」（平成 25 年）、「カラーユニバーサルデザインを含む情報提供ガイドライン」（平成 26 年）の発行など、心と情報のバリアフリーに関する普及にも積極的に取り組んでいます。

さらに、障害者差別解消法の施行に伴い、障害者差別解消推進本部を設置し、職員対応要領を策定するなど、さまざまな取組を行っています。

(4) 近隣自治体の取組

本区の隣接区では、バリアフリー法に基づくバリアフリー基本構想（又は交通バリアフリー基本構想）を策定しており、各区内で特に高齢者、障害者等の利用が多い地区等における重点的かつ一体的なバリアフリー整備が行われています。

そのうち、千代田区、台東区、荒川区の重点整備地区は本区に接しており、不忍通りや本郷通りではバリアフリー基本構想に基づく特定事業が位置づけられるなど、バリアフリー化が推進されています。